

紋別市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）【案】  
に対するパブリックコメント（ご意見・ご提言）募集要領

1 計画（素案）の概要

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成24年8月に「子ども・子育て関連三法」が制定され、市町村は、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を図るため、子ども・子育て支援事業計画の策定が必要となりました。

紋別市では、市町村における子育て支援施策が、子ども・子育て関連三法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要であるとの考えから、「紋別市次世代育成支援行動計画」の内容を引き継ぐ形での新たな「紋別市子ども・子育て支援事業計画」を策定することといたしました。

2 募集の趣旨

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援事業関係者・学識経験者及び保護者代表等からなる合議制の機関として「紋別市子ども・子育て会議」（委員18名）を設置し、幅広い視点で策定作業を進めて参りました。

本会議において令和2年度から令和6年度を計画期間とする「紋別市子ども・子育て支援事業計画」の素案がまとまりましたので、紋別市パブリックコメント実施要綱に基づき、市民の皆様に公表し、広くご意見・ご提言を募集いたします。

3 件名

紋別市子ども・子育て支援事業計画（案）

4 募集期間

令和2年3月6日（金）～令和2年3月23日（月）

5 募集対象

- （1） 市内に住所を有する方
- （2） 市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- （3） 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他団体
- （4） パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する方

## 6 資料の入手方法

- (1) 市役所1階(児童家庭課)、渚滑出張所及び上渚滑支所に関係書類を配置します。  
閲覧時間は、平日8時45分から17時30分までとなります。
- (2) 紋別市ホームページにおいても同じ資料を公開します。
- (3) 電話等による郵送希望にも対応します。

## 7 提出方法

別紙、パブリックコメント(ご意見・ご提言書)様式に必要事項を記入の上、ご持参、郵送、電子メール、またはファックスのいずれかの方法により提出願います。

### (1) ご持参、郵送、ファックスの場合

パブリックコメント(ご意見・ご提言書)様式をご利用の上、募集期間内(最終日の17時30分)で、(3)の提出方法にてご提出願います。受付時間は、平日8時45分～17時30分までに当課に到達したものとします。

### (2) 電子メールの場合

件名に『紋別市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対する意見』と記載の上、電子メールに『パブリックコメント(ご意見・ご提言書)様式』を添付し、募集期間内に次の提出先メールアドレスまで送信願います。

### (3) 提出方法

- ①持参 紋別市役所 児童家庭課子育て支援係(1階 11番窓口)
- ②郵送 〒094-8707  
紋別市幸町2丁目1番18号  
紋別市役所 児童家庭課子育て支援係 宛
- ③ファックス 0158-24-6925
- ④電子メール [kosodateshien@city.mombetsu.lg.jp](mailto:kosodateshien@city.mombetsu.lg.jp)

## 8 留意事項

今回募集する、紋別市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメントにかかるご意見等について、次の点をあらかじめご了承ください。

- (1) 受理したご意見・ご提言は、計画策定の検討資料とさせていただきます。
- (2) 電話によるご意見・ご提言は、受け付けいたしません。
- (3) 受理したご意見・ご提言内容は、市の考え方とあわせ、原則、市ホームページで公表することとし、個別の回答はいたしません。
- (4) 住所、氏名などの必要事項に記入されていない応募及び個人情報、個人が特定できるような情報、並びに誹謗中傷等を含む内容については、ご意見・ご提言として受理いたしません。
- (5) 類似するご意見・ご提言等につきましては、まとめて公表させていただきます。

(6) 公表する際は、意見内容以外（住所・氏名）は公表いたしません。

(7) 募集期間を過ぎて提出されたご意見は、受付いたしません。

## 9 問合せ先

紋別市役所 児童家庭課子育て支援係

電話 0158-24-2111（内線487）